

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-01-15

【特集】アメリカの構造的差別を問う：歴史とその実態（1）：アフーマティヴ・アクションはアジア系差別か：「公平な入試」論争とアメリカの人種秩序

MINAMIKAWA, Fuminori / 南川, 文里

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

761

(開始ページ / Start Page)

36

(終了ページ / End Page)

48

(発行年 / Year)

2022-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00025464>

アファーマティヴ・アクションは アジア系差別か

——「公平な入試」論争とアメリカの人種秩序

南川 文里

はじめに

- 1 アファーマティヴ・アクション論争とアジア系差別の告発
 - 2 「公平な入試」論争の問題設定とアジア系アメリカ人
 - 3 トランプ時代における「公平な入試」論争と人種秩序の再編
- おわりに

かれはひどく落胆し、自分に何ができただろうかと考えた。どんなに努力しても克服できない障害があるのではないだろうか。自分が不合格になったエリート校に入学した同級生たちの志願書の内容が、自分よりも優れているとは思えなかった。その同級生たちは、ヒスパニックやアフリカ系アメリカ人だった。自分はアジア人だったから不合格になったのだろうか⁽¹⁾。

はじめに

中国出身の両親のもとにカリフォルニアで生まれ育ったマイケル・ワン (Michael Wang) は、2014年に始まった裁判の象徴的な「顔」となった。ワンは、地域トップの高校でトップクラスの成績を収め、SAT (大学進学適性試験) などで満点近い点を獲得した。課外活動では、高校に数学クラブを設立し、バラク・オバマの大統領就任式にコーラスとして参加した。大学では国際関係を学び、将来は外交官になる夢を持っていた。しかし、かれがアイビーリーグやスタンフォード大学などの名門大学から受け取ったのは、不合格通知だった⁽²⁾。冒頭引用文にあるように、かれの同

(1) Hua Hsu, "The Rise and Fall of Affirmative Action," *New Yorker*, October 8, 2018. <https://www.newyorker.com/magazine/2018/10/15/the-rise-and-fall-of-affirmative-action> (最終閲覧日 2021年9月18日)。

(2) Michael Wang, "Asian-Americans and SCA-5: Here's why many oppose it," *The Mercury News*, August 12, 2016; "A perfect ACT score couldn't get this student into Yale, Princeton, or Stanford, and he says it's because he's Asian-American," June 2, 2015. <https://www.businessinsider.com/michael-wang-says-ivy-league-discriminates-against-asians-2015-5> (最終閲覧日 2021年9月18日)。

級生——ヒスパニックやアフリカ系の——は、かれほど優れた業績はないと思われたのに、名門大学に次々と合格したようだった。かれは、自分が不合格となった原因が、「アジア系」という人種的背景にあるのではないかと考えた。そして、「人種」にもとづいて学生を選抜する入試制度を問題と考えるようになった。

2014年11月、「公平な入試を求める学生の会（Students for Fair Admissions, 以下SFFA）」という団体が、ハーヴァード大学などが「意図的にアジア系の入学者を制限」する差別を行っていると訴えた⁽³⁾。裁判が「アジア系差別」として問題としたのが、人種を評価対象として考慮するハーヴァード大学の入試制度であり、アフーマティヴ・アクション（AA）と呼ばれる差別是正措置の一つであった。「AAはアジア系差別である」という問題提起は、政治やメディアを巻き込む大きな論争に発展した。マイケル・ワンは、「被差別者としてのアジア系」を象徴する人物として、続々とメディアに登場するようになった。

AAは、1960年代の公民権改革で導入されて以降、アメリカ合衆国における人種的不平等の是正策をめぐる論点であり続けた⁽⁴⁾。それは、1964年公民権法が掲げた「差別がない社会」を実現させるため、人種マイノリティや女性に対して雇用や教育を積極的に保障する取り組みであった。しかし、その是非をめぐる論争は導入時から続き、AA反対論は、公民権改革や反人種主義政策に対する保守派のバックラッシュ運動の重要な一部となった。AA論争は、一つの政策の妥当性を問うだけでなく、20世紀後半以降の人種秩序を構成する規範や価値を問うものとなっている（Kennedy 2013）。

代表的なAA反対論としては、AAを白人など多数派に対する「逆差別（reverse discrimination）」とする議論が挙げられる。差別是正のための措置であったAAが、多数派である白人を、その人種にもとづいて差別しているという主張は、「差別がない社会」という公民権法の理想に依拠しながら、公民権改革を批判するバックラッシュの強力な論理となった（Glazer 1983）。また、人種マイノリティ自身が発信する反対論も決定的な影響力を持っている。人種主義の被害者であるはずのマイノリティによるAAへの懐疑の表明は、その正当性を切り崩すうえで効果的である。たとえば、クラレンス・トーマス最高裁判事、実業家ワード・コナリー、経済学者トマス・ソウェルら黒人知識人・指導者は、自助や自己責任の精神を訴え、人種的不平等に介入する福祉政策やAAを批判することで、1980年代以降の保守派によるバックラッシュ政治の一翼を担ってきた（Dillard 2001; 上坂 2014）。人種マイノリティによるAA反対論は、白人社会との同一化を重視する同化主義、人種を政策判断の基準とするべきではないというカラーブラインド主義、「優遇」がマイノリティの自己否定感情や他集団の不公平感を導くという議論など多岐にわたり、既存の白人優位の人

(3) Peter Jacobs, "Harvard Is Being Accused of Discriminating Against Asians," *Business Insider*, November 18, 2014, <https://www.businessinsider.com/harvard-and-unc-chapel-hill-sued-over-affirmative-action-policies-2014-11> (最終閲覧日 2021年9月18日)。

(4) affirmative actionの日本語表記について、南川（2021）は、それが歴史的形成のなかで不定型で多様なパターンを含んできたことを指摘して、日本語で直訳した「積極的措置」を使用した。本稿では、裁判や論争の結果として一定の形式として定まった後の取り組みを対象としていることから、カタカナ表記の「アフーマティヴ・アクション」を使用する（AAと略記する）。ただし、AAは論争的な用語であり、反対派は「クォータ」や「優遇措置」と同一視するなど、立場によってそこに付与される意味が異なってる点はあらためて強調しておきたい。

種秩序を再生産する役割を果たしてきた（南川 2022）。

SFFA による「AA はアジア系差別である」という主張は、これまでのマイノリティによる反 AA 論を新たな段階へと導いた。SFFA は、AA の「犠牲者」が、白人などの多数派だけでなく、アジア系アメリカ人のようなマイノリティ集団も含んでいることを強調する。アジア系は、移民排斥運動や市民権の制限、戦時日系人強制収容など、アメリカ人種主義の犠牲者と見られてきた一方で、今日においては「モデル・マイノリティ」「成功したマイノリティ」とみられている（Lee 2015; Lee and Zhou 2015）。たとえば、アジア系アメリカ人は、米国内の平均よりも学歴が高い傾向があり、2015 年の統計では大学卒業以上が 54%、大学院卒以上は 21% に達する。SAT などの標準化試験の高得点層もアジア系が多数を占めており、高等教育では人口比以上に存在感を増している⁽⁵⁾。差別の歴史を抱える一方で「モデル・マイノリティ」と見なされるアジア系の独自の立ち位置から AA 論争に関与することで、アメリカの人種関係にどのようなインパクトを与えたのか、丁寧な考察が必要である。

しかし、SFFA 裁判に関する解説の多くは、SFFA の代表を務める活動家エドワード・ブラムが反 AA 訴訟に関与してきた「白人優越主義者」であることに注目し、この訴訟を 20 世紀から続く白人保守派による反 AA 運動の延長線に位置づける傾向がある⁽⁶⁾。このような解釈は、裁判に関与したアジア系アメリカ人を、白人優越主義者に利用される「操り人形」として描いてしまう。これに対して本稿が注目するのは、アジア系アメリカ人側が、大学入試制度にどのようにアジア系差別を見出し、AA に反対する言論を展開してきたのかという観点である。「AA はアジア系差別である」という SFFA の主張に、アジア系アメリカ人はどのように関与しているのか、その関与が 21 世紀における人種関係、白人を優位とする人種秩序の構造にどのようにアプローチしたのか。それは、2020 年以降の新型コロナウイルス感染危機のなか、増大する差別や暴力に直面するアジア系アメリカ人をとりまく人種関係を理解するうえでも重要な問いとなるであろう。

1 アファーマティヴ・アクション論争とアジア系差別の告発

AA は、1964 年公民権法による雇用や教育における差別撤廃を実現させるための方法として採用された政策である。典型的なものとして、企業や教育機関から排除されてきたマイノリティや女性を対象として、人種的背景や性別を考慮した雇用や教育機会を支援するものが挙げられる。この

(5) Ryan and Bauman (2016) ; Richard V. Reeves and Dimitrios Halikias, "Race gap in SAT scores highlight inequality and hinder upward mobility." February 1, 2017. <https://www.brookings.edu/research/race-gaps-in-sat-scores-highlight-inequality-and-hinder-upward-mobility/>（最終閲覧日 2021 年 9 月 19 日）。

(6) SFFA 裁判における白人保守派による人種政治としての側面については、吉岡（2021）および以下の記事を参照。Nancy Leong and Erwin Chemerinsky, "Don't use Asian Americans to justify anti-affirmative action politics." *Washington Post* August 3, 2017. <https://www.washingtonpost.com/news/posteverything/wp/2017/08/03/dont-use-asian-americans-to-justify-anti-affirmative-action-politics/>; Adam Harris, "The Harvard Case Is About the Future of Affirmative Action." *The Atlantic*, October 15, 2018. <https://www.theatlantic.com/education/archive/2018/10/harvards-affirmative-action-trial-gets-underway/572989/>; Alvin Chang, "Asians are being used to make the case against affirmative action. Again." *Vox*, August 30, 2018. <https://www.vox.com/2018/3/28/17031460/affirmative-action-asian-discrimination-admissions>（最終閲覧日 2021 年 11 月 18 日）。

ような措置が求められた背景には、中立に見える基準やあからさまな差別的意図を伴わない状況でも人種間の不平等を再生産する制度的人種主義への問題関心があった。AAは、制度的人種主義に規定された不平等に対する補償や救済措置として正当化された（南川2020）。

しかし、1970年代には、差別是正措置としてのAAの正当性が疑問視されるようになった。カリフォルニア大学デイヴィス校医科大学院の入試を不合格になった白人男性アラン・バッキが、100名の定員中16名を非白人に割り当てた入試制度が白人志願者に対する「人種差別」であり、合衆国憲法修正14条の平等保護条項に反すると訴えたのである。バッキの訴えは、AAは人種を理由に白人を不利に扱う「逆差別」であるという批判を巻き起こした。1978年、連邦最高裁によるカリフォルニア大学理事会対バッキ判決は、バッキを含む白人志願者を「あらかじめ除外している」点で、デイヴィス校の入試制度は違憲であると結論づけた。そして、制度的人種主義に対する救済措置として、特定の人種集団を対象に具体的な数値を設定する方法を否定した⁽⁷⁾。一方で、判決は「多様な学生集団の獲得」は教育の質の向上や学術的な達成にとって意義があるとして、多様性の確保という目的のために、入試における評価基準の一つとして人種を用いることは合憲と判断した。バッキ判決以後、AAは、多様性を実現するためという新しい目標のもとで正当化された。多様性のためのAAという枠組のもとでは、人種は、高校や試験の成績、課外活動、出身地域、家族構成などとともに、入試において考慮すべき要素の一つとして使用されるようになった（南川2021：151-154）。

アメリカの大学に占める非白人学生の割合は、AAの取り組みを背景に、1960年から1977年のあいだに6.4%から13.8%まで増加していた。しかし、バッキ判決によって数値目標を設定したAAが違憲となると、その割合は停滞するようになった⁽⁸⁾。エリート大学への新入生における黒人やヒスパニックの比率は微増したものの、18歳人口における人種別の割合に比べれば著しく低いままである。一方で、白人学生の比率は1980年以降低下しているが、18歳人口における比率はむしろ上昇している。そして、もっともめざましい大学進学率の上昇を見せたのがアジア系であった。アジア系は、1980年にはハーヴァード大学の新入生の6%程度であったが、2015年には24%に達した。他のアイビーリーグ大学でも新入生の20～25%程度を占め、西海岸のトップ公立大学であるカリフォルニア大学（UC）バークレー校やロスアンジェルス校（UCLA）では新入生の3割以上を占めるようになった⁽⁹⁾。このような状況を受けて、1980年代以降、多くの大学は、アジア系を入試におけるAAの対象から除外するようになった。大学入試における「不利なマイノリティ」は、黒人、ヒスパニック、先住民を指すようになり、アジア系は白人と同様の扱いとなっている。

しかしながら、1980年代にアジア系アメリカ人の大学進学者が急増するなか、大学入試におけるアジア系に対する差別の告発が相次いだ。たとえば、UCバークレー校では、1984年に突然アジ

(7) The Regents of the University of California v. Bakke, 438 U.S. 267, June 28, 1978.

(8) “Fewer Blacks Enter Universities: Recession and Aid Cuts Are Cited,” *New York Times*, November 28, 1982.

(9) “Even With Affirmative Action, Blacks and Hispanics Are More Underrepresented at Top Colleges Than 35 Years Ago,” *New York Times*, August 24, 2017. <https://www.nytimes.com/interactive/2017/08/24/us/affirmative-action.html>（最終閲覧日2021年9月17日）。

ア系の入学者が減少したことが注目され、地域のアジア系の弁護士、研究者、コミュニティ活動家らによる「大学入試に関するアジア系アメリカ人タスクフォース」が組織された。タスクフォースの報告書は、UC 大学間で学生を割り振る制度や、学業成績以外の要素を考慮する評価方法の変更によって、アジア系のなかでも貧困や移民家庭出身など不利な状況にある学生がバークレー校への入学機会を否定されたと指摘した。また、アイビーリーグやスタンフォード大学では、「学業に優れても人物面で劣る」というステレオタイプゆえに、アジア系学生が不当に低く評価されることが、入試制度のなかに組み込まれていると批判された。このような告発を担ったのは、大学の新生募集にも関与したアジア系アメリカ人学生グループや、反人種主義の立場から公民権改革や AA を支持してきたコミュニティ組織であった。アジア系差別の告発は、大学という制度のなかでの日常的な業務遂行が、意図せずしてもアジア系を排除してしまう制度的人種主義へと目を向けさせた⁽¹⁰⁾ (Takagi 1998)。

しかし、この告発に予期せぬ同調者が現れた。保守系の評論家ジョージ・ウィルは、1989年に『ワシントン・ポスト』に掲載したコラムで、「アジア系アメリカ人に対する人種を意識した政策が、さらなる上昇を阻害する天井となっている」と、アジア系の入学者を制限する大学の入試制度を批判した。そして、「この国の模範的なマイノリティであるアジア系アメリカ人を、その優秀さへの情熱ゆえに罰することは、狂気の沙汰だ」と大学におけるアジア系差別を強く批判した。しかし、ウィルが「人種差別」として問題にしたのは、歴史的に条件付けられた制度的人種主義の構造ではなく、AAのような「人種を意識した社会工学」であった⁽¹¹⁾。すなわち、ウィルは「逆差別」を批判する反 AA 論の立場から、アジア系差別の問題を取り上げたのである。そして、保守派政治家や活動家も相次いでこの問題を取り上げ、AA への批判が高まった。

保守派の介入の結果、1980年代のアジア系差別をめぐる問題は、当初のアジア系団体の異議申し立てを離れ、AA をめぐる対立構図へと組み込まれた。このような圧力に晒された大学側が行った選択は、「多様性」実現のための政策としての AA の再定義であった。たとえば、UC バークレー校と UCLA は、1989年に一定の基準を満たした黒人とヒスパニック学生の合格を保証するプログラムを廃止し、入試制度を「成績」と「多様性」のバランスを考慮したものと再定義した。この新方式では、アジア系学生は、「人種」による考慮の対象外となったが、低所得家庭の出身などの条件が考慮されることとなり、「人種」よりも「普遍的」な基準が重視されるようになった (Takagi 1998: 151-153)。1980年代のアジア系差別問題は、バッキ判決以降の AA の「多様性」志向を、主要大学において促進することになった。ただ、その変更はアジア系からの反差別の異議申し立てに正面から応えたものであるとは言い難く、その告発は、1980年代の AA 論争の利害関係のなかで換骨奪胎された。それゆえ、告発者が投げかけた課題——アジア系に対する制度的人種主義——

(10) アジア系をめぐる制度的人種主義は、一部の試験担当者の意図的な差別に帰するものではなく、歴史的に形成されてきたアジア系アメリカ人をめぐるステレオタイプの言説とアメリカ資本主義におけるアジア系労働者の多層的な導入と活用の過程によって構成されたものである。アジア系の歴史については、Lee (2015)、アジア系を組み込む人種主義の構造について簡潔に解説したものとして、Nguyen (2020)、和泉 (2020) を参照。

(11) George Will, "Prejudice Against Excellence," *Washington Post*, April 16, 1989. ウィルは、この記事のなかで AA を支持する中国系アメリカ人団体を批判している。

は十全な回答を得られないまま、残されてしまった。

2 「公平な入試」論争の問題設定とアジア系アメリカ人

SFFA 対ハーヴァード大学 (*Students for Fair Admission v. Harvard*) 裁判は、バッキ裁判以来 AA 廃止を求めて繰り返された訴訟運動と、大学入試におけるアジア系差別の告発という、二つの歴史的文脈の合流地点にあらわれた出来事であった。SFFA は、ハーヴァード大学の入試制度の何を問題としたのか。そして、「公平な入試」を求める議論のなかで、「アジア系アメリカ人」は、どのように位置づけられたのだろうか。

2014 年に SFFA がボストン連邦地方判所に提出した訴状では、ハーヴァード大学の入試制度が「人種とエスニシティにもとづく意図的差別 (intentional discrimination)」であり、以下の四つの点で、連邦政府の支援を受けているプログラムにおける人種差別を禁じた公民権法第 6 編に違反していると主張している。まず、ハーヴァードの入試制度は、過去にユダヤ系学生を制限したときと同様に、「全体評価にもとづく入試」によってアジア系の合格者数を抑制している。第二に、ハーヴァードに入学する学生の人種エスニック比率が年ごとに大きく変動しないように、「人種間のバランス調整 (racial balancing)」が行われている。第三に、バランス調整の際、人種が可否を決定する要因となっている。そして、第四に、ハーヴァードが主張する「多様性の実現」は、人種に中立的な入試方法でも到達可能である。訴状は、2007 年から 2013 年にかけて、アジア系学生の比率が 15% から 18% 程度であり変化していないことを「事実上のクォータ制度」と指摘し、「差別」を実証する統計的証拠として挙げた⁽¹²⁾。また、裁判のなかで、学業成績などの「客観的評価」に優れたアジア系志願者が、「人物評価」「全体評価」で過度に低く評価されており、「アジア系として不利益 (penalty)」を受けていると指摘した⁽¹³⁾。

SFFA の主張に対し、ハーヴァード大学側は、バッキ判決など過去の最高裁判決で AA を正当化してきた「学生集団の多様性」を実現するための入試制度であるとして反論した⁽¹⁴⁾。ハーヴァード大学は、多様性が、道徳的価値としても実質的な教育効果としても、大学が掲げる使命の一つであることを強調した。また、大学側は、可否判断においてアジア系であることが決定的な要因となっているかどうかを検証し、「人種」よりも「両親の職業」「出身高校」「居住地区」など、複数の社会経済的要因の影響のほうが大きいと指摘した⁽¹⁵⁾。

(12) “Complaint in the United States District Court for the District of Massachusetts Boston Division,” Student for Fair Admissions, Inc. v. President and Fellows of Harvard College (Harvard Corporation); and the Honorable and Reverend the Board of Overseers, November 17, 2014.

(13) “Expert Report of Peter S. Arcidiacono,” Student for Fair Admissions, Inc. v. Harvard, No. 14-cv-14176-ADB, June 15, 2018.

(14) “Memorandum in Support of Defendant’s Motion for Summary Judgement on All Remaining Courts,” Student for Fair Admissions, Inc. v. President and Fellows of Harvard College (Harvard Corporation), Civil Action No.1: 14-cv-14176-ADB, June 14, 2018.

(15) “Report of David Card,” Students for Fair Admissions, Inc. v. President and Fellows of Harvard College (Harvard Corporation), Civil Action No.1: 14-cv-14176-ADB, December 15, 2017.

SFFA 裁判が掲げたエリート大学におけるアジア系差別を問うという問題設定は、1980年代のアジア系差別論争から継続している。論点の多くは、1980年代に告発された大学入試における制度的人種主義の問題であった。しかし、SFFAの主要な目的は、1980年代に論争に介入した保守派と同様、AAの廃止であった。SFFA代表のエドワード・ブラムは、2013年のシェルビー郡対ホルダー裁判で投票権法の無効化を主張し、2016年のフィッシャー対テキサス大学裁判ではAAの廃止を訴えた人物であった。1960年代以来の公民権改革を制限する活動をライフワークとするブラムにとって、エリート大学を不合格になったアジア系アメリカ人という「新しい犠牲者」は、AA攻撃のための格好の素材であった (Lee 2021: 184-185)。SFFAは、現代のアジア系差別を反AA運動と結びつけることで、白人優位の人種秩序を維持するバックラッシュ運動としての側面をまちがいなく持っている。

しかし、SFFA裁判には白人優越主義運動として単純化できない側面がある。それは、裁判に能動的に関与している一部のアジア系アメリカ人団体の存在である。SFFAによる提訴に呼応するように、2015年には64のアジア系アメリカ人団体によって、名門大学の入試制度におけるアジア系差別の撤廃を求める団体「アジア系アメリカ人教育同盟 (Asian American Coalition for Education, 以下 AACE)」が設立された。AACEは、連邦政府に対して、ハーヴァード大学の入試制度がアジア系差別であると訴えたほか、連邦議員への働きかけやAA廃止を求める裁判を支持する意見書を提出するなど、活発に活動をしている。2016年5月には、AACEは132件のアジア系団体の代表として、司法省および教育省に対し、イエール大学、ブラウン大学、ダートマス大学で採用される「全体評価」方式の入試制度が、アジア系に対する違法な差別であると訴えた⁽¹⁶⁾。

AACEの主張の多くは、SFFAがハーヴァード大学などを提訴した際の議論と重複していたが、特徴的だったのは、「AAはアジア系差別である」という主張を、アジア系の差別の歴史、人種マイノリティとしての地位、そして現代にも広がるアジア系ステレオタイプの問題と結びつけて展開したことである。AACEの訴状は、現代の大学入試におけるアジア系差別を、1882年の中国人排斥法、帰化権の否定、第二次世界大戦時の日系人強制収容、そして日常的な居住・職業・教育における差別の歴史的脈に位置づけている。AACEは、そのような苦難のなかでも、アジア系は「教育を重視する文化」を維持することで貧困を脱し、現代ではアジアからの留学生や新しい移民が、ハイテク産業を中心としたアメリカの経済的繁栄を支えていると論じた。そして、アジア系アメリカ人の「成功」をもたらした要因として、教育を重視する態度と「アメリカのメリトクラシー」原則を挙げている。しかし、エリート大学のアジア系差別は、この原則を「酷く傷つけている」という。

アメリカのメリトクラシーは、アジア系アメリカ人も非アジア系のアメリカ人も同様に大切にしてきた価値であり、アメリカの人種平等と経済的繁栄を約束する基本的なメカニズムであ

(16) “Complaint of the Asian American Coalition for Education v. Yale University, Brown, University and Dartmouth College.” May 23, 2016.

る。ほとんどのアジア系アメリカ人は、この国がかれらの子どもによりよい機会を与えてくれると信じて、アメリカにやってきた。しかし、アイビーリーグ大学やエリート大学の酷い差別は、アジア系アメリカ人の心に、深刻な影と不信をもたらしている。かれらはアジア人であるがゆえに、アメリカの大学から差別されているのだ⁽¹⁷⁾。

AACE によれば、大学入試制度は、AA のような人種別の「配分」ではなく、「アメリカを世界でもっとも偉大な国にした基本的な価値の一つであるメリトクラシー」に依拠したものであるべきと考えられていた⁽¹⁸⁾。

AACE などの積極的なロビイング活動を背景に、政治家からもその訴えを支持する意見が表明された。たとえば、AA 反対の立場を明白にしてきた共和党下院議員のエド・ロイス (Ed Royce) らは、「アジア系アメリカ人の子どもたちに、学業成績がエスニシティよりも重要ではないと教えてはならない」として、AACE の主張を支持した⁽¹⁹⁾。一方、おもに民主党議員によるアジア太平洋系アメリカ人議員連盟 (Congressional Asian Pacific American Caucus, 以下 CAPAC) も、「公平な入試」論争に対する立場声明を発表した。AACE は、CAPAC の声明を「われわれの訴えを支持するもの」と歓迎したが、その内容はニュアンスを含んだものだった⁽²⁰⁾。CAPAC は、声明において、入試制度を検討する際、「透明性」「すべての人への機会」「多様性」を原則とすべきであると訴え、大学入試において「上限を設定するクォータ」を認めてはならないという立場から、ハーヴァード大学入試における人種間のバランス調整や差別の実態を「透明性」のもとで明らかにすべきとした。その一方で、「多様性」の原則を支持し、人種を考慮した「全体評価アプローチ」についてはその合憲性を指摘するなど、AA を擁護すると見られる言及も含まれた⁽²¹⁾。CAPAC の声明は、アジア系アメリカ人に対する制度的な差別については批判しつつも、AA 制度の意義自体は認めたものであったといえるだろう。

3 トランプ時代における「公平な入試」論争と人種秩序の再編

2017 年のドナルド・トランプ政権の誕生は SFFA による反 AA 運動を強く後押しした。バラク・オバマ政権は、2011 年に最高裁の判例を踏まえた大学入試政策ガイドラインを作成し、多様性を実現するための AA を支持してきた。しかし、トランプ政権下の司法省・教育省の公民権当局は、

(17) “Complaint of the Asian American Coalition for Education,” 20.

(18) Ibid., 27.

(19) Ed Royce, “Rep. Royce and Colleagues Send Letter to Federal Government on Asian American Complaint Against Harvard University,” June 22, 2015. <https://justfacts.votesmart.org/public-statement/986260/> (最終閲覧日 2021 年 11 月 17 日).

(20) Asian American Coalition for Education, “Our Impact,” <https://asianamericanforeducation.org/en/impact/our-impact/> (最終閲覧日 2021 年 11 月 17 日).

(21) “Position Paper on Asian American and Pacific Islander University Admission,” August 4, 2015, <https://capac-chu.house.gov/press-release/members-capac-urge-support-transparency-opportunity-all-and-diversity-higher-education> (最終閲覧日 2021 年 11 月 17 日).

その姿勢を一転させ、オバマ政権のガイドラインを「憲法の枠組を超えている」として却下し、「各学校はすべての生徒に平等な機会を与えるべき」と、人種を考慮する入試に否定的な態度を明らかにした（南川 2021：284）。2015年のAACEによるアジア系差別告発とAA廃止の訴えに対して、オバマ政権は消極的な態度を取ってきたが、トランプ政権下の司法省は、AAの違法性について検討を開始した。さらに同省は、2020年10月にはイェール大学の入試制度を公民権法違反であると連邦地方裁判所に提訴した⁽²²⁾。また、トランプ政権下で3名の保守派の連邦最高裁判事が任命されたことも、SFFA裁判に長期的な影響を与える可能性がある。保守派とされる判事が多数となった最高裁で、多様性を根拠にAAを支持してきた判断を覆す可能性が生じている。SFFAやAACEによる訴訟運動は、トランプ政権における反多文化主義的なバックラッシュ政治との連携を深めた。

では、「公平な入試」論争とアジア系差別の告発は、連邦政府が白人優越主義的なアジェンダを追求したトランプ時代の人種秩序にどのように位置づけられるだろうか。

まず、SFFAやAACEは、大学入試制度のなかにアジア系差別が組み込まれていることを問題視したが、その告発の物語が描くアジア系の姿もまたステレオタイプと無縁ではなかった。SFFA側は、大学側がアジア系学生を「学業に優れても人物面で劣る」というステレオタイプにもとづき、「全体評価」方式を用いて過小評価することを「意図的な差別」と批判した。しかし、SFFAが描くアジア系学生のイメージは多くの点でそのステレオタイプと重なっている。SFFAは、「きわめて優秀なアジア系学生が、人種を考慮するAAによって進学機会を奪われている」という物語を訴訟の柱と位置づけ、アジア系学生に注目した報道はその物語を繰り返した。マイケル・ワンをはじめとする「優秀な」学生が不合格となったエピソードは、AAが業績主義的なメリトクラシーの原則に反しているという印象を与える一方で、「優秀過ぎる」「モデル・マイノリティ」としてのアジア系イメージを強化した。

このようなメディア表象の反復は、「アジア系」に対する固定的なイメージを再生産する。SFFAは、統計的な数値以上にアジア系という集団としての「優秀さ」を強調し、不合格になった「教育熱心な家庭に育った子どもたち」が、あたかもアジア系の代表的存在であるかのように語る。しかし、アジア系のなかでも、カンボジア系、ラオス系、モン系のように、全米平均よりも低い教育到達度の集団もある。また、同じエスニック集団内にも教育到達度の格差は当然ながら存在している（Lee and Zhou 2015：186-187）。

さらに、深刻な問題は、冒頭の引用にもあったように、裁判の報道が、「きわめて優秀な」アジア系学生と、「そこまで優秀とはいえない」黒人・ヒスパニックの学生を対比し、前者の不合格と後者の合格を、AAが導いた「問題」であるとする図式を繰り返したことである。その結果、大学入試制度におけるアジア系差別をめぐる問題は、「モデル・マイノリティ」としてのアジア系学生と、成績・人物の両面で「劣った」存在と描かれる他のマイノリティ学生のあいだの摩擦へと横滑

(22) “Justice Dept. investigating Harvard over affirmative action policies,” CNN, November 21, 2017. <https://edition.cnn.com/2017/11/21/politics/harvard-affirmative-action-justice-department/index.html> ; “Trump administration uses Yale over use of race in admissions,” *Politico*, October 10, 2020. <https://www.politico.com/news/2020/10/08/trump-administration-sues-yale-428235>（最終閲覧日 2021年9月19日）。

りしてしまう。AACEは、歴史的・制度的な人種主義の問題としてアジア系差別を訴えたが、その告発はマイノリティ間の対立の枠組へと落とし込まれ、モデル・マイノリティ論によるアジア系のスケープゴート化と人種関係のミスリードを強化した⁽²³⁾。

また、SFFA裁判に関与して、AA廃止を求める人びとをアジア系アメリカ人の「代表」として扱うことにも大きな問題がある。SFFA裁判が始まった2014年以降、全米アジア系アメリカ人調査の有権者データによれば、アジア系アメリカ人のあいだのAA支持は64%から70%のあいだを推移しており、AAに反対する勢力は必ずしも多数派ではない（Lee et al. 2021）。AACEをはじめとする反AA勢力は、1990年代以降に渡米した移民企業家、専門職、技術者を中心とした、保守的なアジェンダを掲げるグループで構成されてきた⁽²⁴⁾。アメリカの大学・大学院への留学経験を持つ移民も多く、子どもの教育に対しても熱心である。新しい企業家や専門職移民は、歴史的な公民権問題よりもメリトクラシーのもとでの業績達成やキャリア形成を重視し、子どもの教育への関心から「公平な入試」論争に関与するようになった⁽²⁵⁾。しかし、AAへの支持は、第二世代以降で増加する傾向があり、SFFAやAACEが描く姿と第二世代以降のアジア系アメリカ人のあいだの「溝」は大きい（Lee and Tran 2019）。高度技能移民の増加は、アジア系内部のイデオロギー的な多様化をもたらし、「公平な入試」論争はアジア系内部にも対立や摩擦を引き起こしている。

最後に、SFFA裁判は、ハーヴァード大学などエリート大学に白人優位を維持させるための制度が存在してきたことを、意図せずして浮かび上がらせた。裁判のなかで提供されたハーヴァード大学の入試データを検証した結果、大学卒業生の家族や親族を優先的に受け入れるレガシー入試（legacy admissions）と呼ばれる制度がクローズアップされたのである。これは、ハーヴァード大学を含む42%の私立大学で採用されており、一般入試とは別の独自入試として実施されている⁽²⁶⁾。

レガシー入試は、実態としては裕福な白人学生を優先的に受け入れる枠組であると言われている。たとえば、2014年から19年までの6年間のハーヴァード大学の入試記録によれば、白人はレガシー入試合格者のうちの68.7%を占めており、白人合格者の20%がレガシー入試によるものである。これにスポーツ入試、寄付者親族などの学部長推薦、教職員の子供などを加えた一般入試以外の入試による合格者は、白人合格者全体の43%に達している。一方で、アジア系は、レガシー合格者のうちの10.5%であり、アジア系合格者に占めるレガシー合格者の割合は6.6%に過ぎない（一般入試合格者は84.8%）。しかも、レガシー入試の合格率（受験者数に占める合格者数の割合）

(23) 中国語SNSにおいて、黒人やヒスパニックにかんする敵意や差別感情を煽る投稿が繰り返されており、中国系移民のあいだで人種主義的な敵意にもとづくSFFA支持論が広がっていたという報告もある。OiYan Poon, “Reconnecting Heart and Head: Racism, Immigration Policy, WeChat, and Chinese Americans.” May 24, 2018. <http://reappropriate.co/2018/05/reconnecting-heart-and-head-racism-immigration-policy-wechat-and-chinese-americans/>（最終閲覧日2021年9月19日）。

(24) Rong Xiaoqing, “The Rise of the Chinese-American Right,” *National Review* July 17, 2019. <https://www.nationalreview.com/2019/07/chinese-american-right-new-generations-immigrants/>（最終閲覧日2021年9月19日）。

(25) Hsu, “The Rise and Fall of Affirmative Action.”

(26) “Legacy admissions offer an advantage—And not just at schools like Harvard,” NPR, November 4, 2018. <https://www.npr.org/2018/11/04/663629750/legacy-admissions-offer-an-advantage-and-not-just-at-schools-like-harvard>（最終閲覧日2021年9月19日）。

は33.6%で、一般入試（合格率5.9%）よりもはるかに合格しやすい（Arcidiacono et al. 2019：40, 42）。「卒業生の親族」という属性にもとづくレガシー入試は、人種間の不均衡を内包しており、実質的には白人学生を受け入れるための制度として機能しているといえる⁽²⁷⁾。

ハーヴァード大学は、レガシー入試の目的を、人種を用いたAAと同様に、多様な背景を持つ学生を獲得するためと説明している。また、SFFAは、受験生本人の努力や成績とは関係がない属性にもとづくレガシー入試ではなく、マイノリティ学生の人種的背景を考慮するAAの廃止を求めている。トランプ政権下の司法省や教育省も、レガシー入試を、人種を考慮するAAと同様に厳しく追及し、大学に対して廃止を強硬に迫る態度を見せているわけではない。一方で、アジア太平洋系議員連盟（CAPAC）は、レガシー入試の存在を問題視する意見も提出しており、アジア系アメリカ人の政治アクターからも、白人優位を保つ入試制度の見直しを求める声があったことは重要だろう⁽²⁸⁾。

SFFA裁判をめぐる議論は、歴史的に白人優位の構造を維持する役割を果たしてきたレガシー入試の実態を意図せず明らかにした。しかしながら、AAとレガシー入試に対する態度のちがいは、SFFAが掲げる「公平な入試」が、アジア系アメリカ人が抱える不満や不安を煽りながら、実際のところは既存の人種秩序を維持する動きであったことを示唆している。同時に、その動きは、アジア系アメリカ人のなかの多様性と対立を顕在化し、AAをめぐる人種政治をいっそう複雑なものにしようとしている。

おわりに

ボストンの連邦地方裁判所は、2019年10月1日に、ハーヴァード大学側の主張をほぼ全面的に認め、SFFAによるアジア系差別と公民権法違反の主張を却下する判決を発表した。連邦地裁のアリソン・D・バローズ判事は、入試担当者の「暗黙の偏見」や「意図しない偏見」が試験結果に作用した可能性については言及したものの、それは「軽微な」要因にとどまり、入試制度を「意図的な差別」と呼ぶことは困難であると結論づけた。この判決は、バッキ判決以降の多様性実現のためのAAを支持する原則に従い、ハーヴァード大学に既存の入試制度の続行を認めるものであった。SFFAは、この判決を不服として控訴したが、連邦控訴裁判所が2020年11月12日に地方裁判所の判決を支持したため、2021年2月25日に連邦最高裁判所に上訴した。SFFAは、連邦最高裁における審議について、地方裁判所が根拠としたグラッター判決の撤回を求めており、保守派の判事が多数となった最高裁判所の判断に注目が集まっている⁽²⁹⁾。

一方で、アジア系アメリカ人を取り巻く状況は、2020年を契機に大きく変化している。2020年3月からアメリカ国内でも本格化した新型コロナウイルス感染症の拡大、そして、大統領選挙におけるトランプの敗退とジョー・バイデン民主党政権の成立である。中国が最初の流行地であったこ

(27) レガシー入試よりも規模は小さいが、スポーツ入試でも合格者の69.3%が白人であり、合格率は87.9%ときわめて高い（Arcidiacono et al. 2019: 40, 42）。

(28) “Position Paper on Asian American and Pacific Islander University Admission.”

(29) Students for Fair Admissions, “Press Release,” February 25, 2021.

とから、新型コロナウイルスを中国と結びつけたトランプの態度は、中国政府だけでなく、アメリカ国内のアジア系アメリカ人に対する敵意を煽った。その結果、アジア系に対するヘイト事件や暴力事件は深刻さを増している。バイデン政権は、トランプ政権によるアイビーリーグ大学への反AA訴訟を取り下げる一方で、反アジア系暴力の増加に対してはヘイトクライム対策を強化する法を、2021年5月に成立させた。

しかし、SFFAは、感染症危機を背景としたアジア系差別に関する抗議やアピールをほとんど行っていない。むしろ、SFFAが強調した「モデル・マイノリティ」としての片面的なアジア系像が、アジア系差別に対する対抗言説としても不十分であることが示唆されている。「優秀過ぎるアジア系学生とその親」の像は、結局、「大学に入るために何でもする」という非人間的な像を喚起させ、アジア系の他者化を促進した。SFFAが描いた「モデル・マイノリティ」像は、アジア系脅威論と裏表の関係にあり、反アジア系暴力を抑制することには有効ではなかった。SFFAは、感染症危機の時代におけるアジア系差別には無関心なまま、人種を用いたAAの廃止を訴え続けている。レガシー入試の改革にも消極的な態度は、SFFAの問題関心の在処を雄弁に物語っている。

SFFA裁判やAACEの告発に見られるような、AAをアジア系差別と見なす問題設定が、2010年代以降の人種秩序にどのように作用してきたのかをまとめておこう。第一に、大学入試におけるアジア系差別という課題は、歴史的・構造的な制度的人種主義をめぐる問題であり、歴史的な文脈とアメリカの人種エスニック関係の構造的な理解にもとづいて検証されるべきである。SFFA裁判の問題点は、エリート大学におけるアジア系差別を告発したことではなく、アジア系差別をAAの是非をめぐる問題に集約させてしまった点にある。そのため、入試過程に組み込まれた可能性があるアジア系へのステレオタイプや脅威の作用の検証よりもAA廃止を優先事項とただけでなく、レガシー入試のような白人優位を維持するメカニズムを放置してしまった。

第二に、SFFA裁判を契機に語られたさまざまな物語が、「優秀過ぎるマイノリティ」というアジア系へのステレオタイプを固定化するだけでなく、黒人やヒスパニックなどの非アジア系人種マイノリティに対する「劣った学生」という差別的なイメージを再生産してきた。それは、結果的には、アジア系と他の人種マイノリティのあいだの対立を煽るとともに、既存の白人優位の人種序列構造を維持させることに加担している。

第三に、AACEは、アジア系を取り巻く制度的差別に敏感であったが、その問題点は、メリトクラシーとカラーブラインドネスにもとづいた入試を、唯一の解決策と位置づけてしまったことにある。その素朴なメリトクラシー信奉は、複合的な人種的不平等に条件付けられた多様な学生の多面的な能力を診断するのに不十分であり、感染症危機時代のアジア系に対する暴力への有効な批判にも結びついていない。

以上のように、SFFAを契機としたアジア系差別への着目は、アジア系アメリカ人をめぐる人種関係の実質的課題に対処するというよりは、そこから目を逸らし、問題を人種集団間対立やAAの是非へと曲解させる作用を伴ってきた。しかし、感染症危機における反アジア系暴力は、アジア系アメリカ人を取り巻く状況が、「アメリカのメリトクラシー」にもとづくカラーブラインド社会どころか、人種主義の桎梏に依然として囚われ続けていることを明らかにした。アジア系を巻き込んだAA論争について語る際には、その語り口自体が、白人優位の人種秩序のなかでいかなる帰

結をもたらすのかを、慎重に見きわめることが求められるだろう。

(みなみかわ・ふみのり 立命館大学国際関係学部教授)

【付記】

本研究は、科研費（研究課題番号 18K01982）の助成を受けた。

【文献一覧】

- Arcidiacono, Peter, Josh Kinsler, and Tyler Ransom (2019) "Legacy and Athlete Preferences at Harvard," National Bureau of Economic Research, *NBER Working Paper*, No. 26316.
- Dillard, Angela D. (2001) *Guess Who's Coming to Dinner Now? Multicultural Conservatism in America*, New York: New York University Press.
- Glazer, Nathan (1983) *Ethnic Dilemmas 1964-1982*, Cambridge: Harvard University Press.
- 和泉真澄 (2020) 「アジア系アメリカ人と BLM 運動」『現代思想 10 月臨時増刊号 総特集ブラック・ライヴズ・マター』青土社, 299-306 頁
- Kennedy, Randall (2013) *For Discrimination: Race, Affirmative Action, and the Law*, New York: Vintage.
- 上坂昇 (2014) 『アメリカの黒人保守思想——反オバマの黒人共和党勢力』明石書店
- Lee, Erika (2015) *The Making of Asian America: A History*, New York: Simon & Schuster.
- Lee, Jennifer (2021) "Asian Americans, Affirmative Action & the Rise in Anti-Asian Hate." *Daedalus*, 150 (2): 180-198.
- , and Min Zhou (2015) *The Asian American Achievement Paradox*, New York: Russell Sage.
- , and Van C. Tran (2019) "The Mere Mention of Asians in Affirmative Action," *Sociological Science*, 6: 551-579.
- , Janelle Wong, and Karthick Ramakrishnan (2021) "Asian American Support for Affirmative Action Increased Since 2016," *AAPI Data Bits*, February 21. <http://aapidata.com/blog/affirmative-action-increase/> (最終閲覧日 2021 年 11 月 20 日).
- 南川文里 (2020) 「制度から考える反人種主義——制度的人種主義批判の射程」『現代思想 10 月臨時増刊号 総特集ブラック・ライヴズ・マター』青土社, 91-96 頁
- (2021) 『未完の多文化主義——アメリカにおける人種, 国家, 多様性』東京大学出版会
- (2022) 『アメリカ多文化社会論 [新版] ——「多からなる一」の系譜と現在』法律文化社
- Nguyen, Viet Thanh (2020) "Asian Americans Are Still Caught in the Trap of the 'Model Minority' Stereotype. And It Creates Inequality for All," *Time*, June 25. <https://time.com/5859206/anti-asian-racism-america/> (最終閲覧日 2021 年 11 月 20 日).
- Ryan, Camille L., and Kurt Bauman (2016) *Educational Attainment in the United States: 2015*, Current Population Reports P20-578, Washington D.C. Government Printing Office.
- Takagi, Dana Y. (1998) *The Retreat from Race: Asian-American Admissions and Racial Politics*, New Brunswick: Rutgers University Press.
- 吉岡宏祐 (2021) 「アフターマティヴ・アクション最新事情」明石紀雄監修, 大類久恵・落合明子・赤尾千波編 『現代アメリカを知るための 63 章 【2020 年代】』明石書店, 105-109 頁